

**総合施設モデル事業の採択について**  
**総合施設モデル事業実施園 一覧表**

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
北海道	登別市	私立	学校法人・登別市	白雪幼稚園 登別保育所
青森県	弘前市	私立	学校法人・社会福祉法人	柴田幼稚園 桜ヶ丘保育園
岩手県	水沢市	私立	社会福祉法人	駒形保育園
宮城県	仙台市	私立	学校法人	ろりぽっぺ幼稚園 ろりぽっぺ保育園
秋田県	平鹿町	私立	社会福祉法人	浅舞感恩講保育園
山形県	酒田市	私立	学校法人	アテネ幼稚園
福島県	二本松市	私立	学校法人	まゆみ幼稚園 中里保育所
茨城県	日立市	私立	学校法人	茨城キリスト教大学附属 聖児幼稚園日立園
群馬県	明和町	公立	明和町	明和町立明和幼稚園 明和町立明和保育園
埼玉県	岡部町	公立	岡部町	おかべ幼稚園 みらい幼稚園おかべ
千葉県	柏市	私立	学校法人	くるみ幼稚園
東京都	品川区	公立	品川区	二葉すこやか園 二葉つぼみ保育園
東京都	新宿区	私立	社会福祉法人	エイビイシイ保育園
神奈川県	横浜市	私立	学校法人・社会福祉法人	ゆうゆうのもり幼稚園・保育所
新潟県	塩沢町	私立	学校法人・社会福祉法人	金城幼稚園 わかば保育園
長野県	長野市	私立	学校法人	若穂幼稚園
岐阜県	各務原市	私立	学校法人・社会福祉法人	かわしま幼稚園 川島保育園
愛知県	豊田市	公立	豊田市	渡刈保育園
三重県	東員町	公立	東員町	東員町立三和幼稚園 東員町立みなみ保育園

**総合施設モデル事業実施園 一覧表**

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
滋賀県	守山市	私立	社会福祉法人	カナリヤ第4保育園
京都府	綾部市	私立	社会福祉法人	中筋保育園(中筋幼稚園)
大阪府	堺市	私立	学校法人	常磐会短大付属泉丘幼稚園
兵庫県	加西市	公立	加西市	賀茂幼稚園
奈良県	奈良市	公立	奈良市	帶解幼稚園・保育所
和歌山県	白浜町	公立	白浜町	白浜幼稚園
島根県	松江市	私立	学校法人・社会福祉法人	育英北幼稚園 たまち保育園育英北分園
岡山県	岡山市	私立	その他	だいいち子どもの国
広島県	広島市	私立	社会福祉法人	広島光明学園保育園
山口県	防府市	私立	学校法人	鞠生幼稚園
香川県	牟礼町	公立	牟礼町	はらこどもセンター (原幼稚園・東部保育所)
愛媛県	松山市	私立	学校法人	東松山幼稚園
高知県	南国市	私立	学校法人	ひまわり幼稚園
佐賀県	川副町	私立	学校法人	鳳鳴の里幼稚舎
長崎県	佐世保市	私立	学校法人・社会福祉法人	光の子グレース幼稚園 光の子保育園
熊本県	玉名市	私立	学校法人・社会福祉法人	大倉幼稚園 八嘉保育園
宮崎県	南郷町	私立	学校法人	立正幼稚園

# 総合施設モデル事業について

## 1 趣旨

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)において、就学前の教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とするよう、平成18年度までに検討することが決定された。また、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月閣議決定)においては、総合施設の実現に向けて、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行うこととされたところである。

さらに、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめにおいては、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方について、試行事業を含めて引き続き検討していくことが適当であるとされたところである。

これらを踏まえて、平成17年度に総合施設モデル事業を実施し、その成果に基づき、総合施設の具体的な制度の設計を行うことにより、総合施設の円滑な実施に資する。

## 2 委託先

都道府県、指定都市及び中核市

※ モデル事業は、下記の内容で事業を担うる幼稚園、保育所等において実施。

## 3 委託期間

委託を受けた日から平成18年3月31日までとする。

## 4 事業の実施

実施園は、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめを踏まえ、実施園において就学前の教育と保育を一体として捉えた教育・保育活動をモデル的に実施し、当該活動を通じて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方など、総合施設制度の実現に向けた課題等について、都道府県等と協力して調査研究を行う。

### ア 実施内容

- ① 就学前（0～5歳）の全ての子どもを対象とした教育・保育サービスを提供すること。ただし、0～2歳児については親子登園を行うことで、保育に代えることもできる。
- ② 8時間程度（3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間を確保）の利用を希望するニーズにも対応した教育・保育サービスを提供すること。
- ③ 親について、親子の交流の場の提供や子育て家庭への相談や支援を行うこと。

## イ 実施形態

### ① 既存の幼稚園と保育所とが連携して実施【幼保連携型】

原則として幼稚園と保育所の建物が合築又は併設。ただし、建物が離れていても施設の管理運営及び教育・保育が一体的に行われていれば可とする。

### ② 幼稚園に保育所的機能を附加して実施【幼稚園実施型】

既存の幼稚園が附加的に保育サービスを提供する。

### ③ 保育所に幼稚園的機能を附加して実施【保育所実施型】

既存の保育所が附加的に教育サービスを提供する。

## ウ 教育・保育の内容、職員配置

合同検討会議の審議のまとめを踏まえて設定。

〈教育・保育の内容〉 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったものとする。（3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間の活動内容を各実施園に置いて工夫。なお、それらの活動内容については、幼稚園における教育に相当するものと位置付けることを想定。）

〈職員配置〉 0歳児・・・概ね子ども3人につき1人以上

1～2歳児・・・概ね子ども6人につき1人以上

(又は0～2歳児を通じて概ね子ども3人～6人に1人の間)

3～5歳児・・・概ね子ども20人～35人に1人の間

## 3 本事業の経費の取扱い

- すべての実施園について、調査研究事業に要する経費を支出
- 私立施設において実施する場合、モデル事業実施のために新たに必要となる運営に要する経費を支出

# 当面の児童部会の進め方について（案）

- 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画が17年4月からスタートしたことや以下の（参考）に掲げた指摘などを踏まえつつ、次世代育成支援のより一層の推進の観点から、「今後の子育て支援施策のあり方」について、関連する動き（別添参考）などを随時報告しつつ、幅広い観点から議論。
- 開催頻度は、年末まで、おおむね1～2か月に1回程度（計3～4回程度）の開催を念頭。年末を目途に、それまでの議論の内容を整理。

## 【参考】

- 社会保障審議会児童部会報告書（「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方針性について」（平成15年11月17日））（抄）

### 5 今後に向けて

（前略）これらの提言の実現に向け、（中略）児童福祉法などの関連する法律の改正を含め、まずこれらの課題に着実に取り組まれることを期待する。また、こうした取り組みを第一歩として、その実施の状況も踏まえつつ、適時適切な制度のあり方の検討が継続的に行われ、必要な措置が講じられていくことが求められる。

そしてさらに、今後、地域の子育て支援サービス、保育サービスと社会的養護システムを含めた子どもと家庭に関するサービス全体を通したサービス提供主体のあり方や措置制度のあり方など幅広い観点からの議論が行われることを期待する。

- 社会保障審議会児童部会（「三位一体改革に関する地方六団体提案」に対する意見（平成16年10月7日））（抄）

（前略）合計特殊出生率が1.29と史上最低を更新するなど少子化の進行が止まらず、我が国の将来の経済社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、児童虐待や少年非行など子どもの育ちを巡る状況は深刻さを増している。

こうした状況の中で、国家的課題と言うべき次世代育成支援対策は喫緊の課題であり、国、地方、企業を挙げて取り組んで行かなければならない今、とりわけ国においては先導的な役割を果たすことが期待される。

（中略）社会保障給付が高齢者関係給付に偏っており、児童分野への思い切った財源の投入が強く求められている。こうしたことから、社会保障全体のあり方をどう考えるか、という視点も重要である。

次世代育成支援の取組は、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の取組が来年度からスタートするなどようやくその一步を踏み出したところであり、地域間格差も大きく、今後、全体的な底上げが必要な分野である。

また、特に、虐待の被害児童など要保護児童対策やDV対策などの課題については、利益弁者がいないともすれば見過ごされやすい分野であること、また、取組が緒についたばかりであることなど、国による必要最低限のセーフティネットのシステムを、まさにこれから作り上げていかなければならない分野である。

## ○ 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）（抄）

### 3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題

#### （4）子育ての新たな支え合いと連帯

子どもたちが健やかに育っていくよう支えていくためには、個々の子育て支援施策について一層の充実を図るとともに、子どものための最善の利益を基本とし、親のニーズも踏まえた効果的なものとしていくことが求められている。

例えば、子育て支援施策は、育児休業や勤務時間の短縮などの働き方にかかる施策、幼稚園・保育所における施策、多様な地域子育て支援事業、小・中学生の放課後対策、児童手当等の経済的支援など、多岐にわたっている。社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、これらの様々な子育て支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方を検討していく。

また、社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

## ○ 子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）（抄）

### III 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直しこれを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人囗が転換期を迎えるこれから約5年間が重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

## 「児童部会における今後の主要な論点」(H15.4.8 第7回部会提出)の対応状況

主要な論点	対応状況
○ 現在の子ども、家庭、地域社会の状況	
◆ 子どもの状況 少子化の進行、青少年の自立の遅れ  思春期やせ症等の心の問題、生活の乱れ、対人関係の問題、消費文化の展開、メディアの影響	○「次世代育成支援対策推進法」(H15.7)及び「改正児童福祉法」(H15.7)(以下「次世代法等」という。) ○「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。  ○「青少年育成施策大綱」(H15.12)等に基づき推進。 ○「健やか親子21」推進検討会(H17.2~)により検討。
◆ 家庭の状況 家族形態の変化、命の感動・生の体験、子育てにおけるパートナーシップ、親の子育て力の低下、育児不安、児童虐待	○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「児童部会」報告書(H15.11) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。
◆ 地域社会の状況 地域社会の子育て機能の低下、これに対応する行政・NPO等の動き、増加する高齢者の地域における子育てへの参画	○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。
○ 子どもと家庭支援の理念	
◆ 子どもと家庭を見る視点 子どもを産み育てるについての基本認識、子ども自身の自立支援、医学的根拠	○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) ○「子ども自立支援計画ガイドライン」(H17.4) 等に基づき推進。
◆ 子どもの代弁者の視点、子ども自身にとってのサービスの必要性の視点  子どもの意見の尊重	○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) ○「子ども自立支援計画ガイドライン」(H17.4) 等に基づき推進。
◆ 子育て・子育ち、親育て・親育ちの社会的支援 子育ての社会化、次世代育成支援、育児支援と育児放棄の関係	○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。

主要な論点	対応状況
<p>◆ サービスの在り方を考える際の視点 パートナーシップとそれが機能しない分野、入所施設サービス・通所サービス・居宅サービスの在り方、金銭給付の在り方  総合性・一貫性、他の社会サービス分野との異同の整理、営利性について</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。</p>
<p>○ 子どもと家庭支援のための施策の在り方 ◆ 育児をする家庭の支援 親になる・親として育つための支援、出産の在り方、子育ての支援、職業生活とのバランス</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童福祉法」(H16.11)、「改正育児・介護休業法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。</p>
<p>◆ 子どもの発達と自立の支援 最早期の愛着形成の支援、健全育成、食育、思春期の心身の健康・性</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「青少年育成施策大綱」(H15.12) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。 ○「健やか親子21」推進検討会(H17.2～)により検討。</p>
<p>◆ 要保護児童対策や保育対策としての支援 サービスの利用の在り方、サービスの供給方法、サービス体系、施設の在り方</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。 ○「総合施設」については、文部科学省・厚生労働省において、中央教育審議会幼児教育部会と児童部会との合同検討会議を設置、「審議のまとめ」(H16.12)を取りまとめた。H17年度より試行事業を先行実施。</p>
<p>◆ 経済的支援の在り方</p>	<p>○「研究会」報告書(H15.8) ○「改正児童手当法」(H16.6)に基づき、児童手当の対象年齢を小学校第3学年修了前まで拡充。 ○「少子化社会対策大綱」(H16.6)、「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)に基づき、児童手当等の経済的支援などの多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討。</p>
<p>◆ 財源の在り方</p>	<p>○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6)、「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)に基づき、社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。 ○「三位一体改革」において議論。</p>

主要な論点	対応状況
<p>◆ サービスを支える人材の資質 専門職としての確立、総合的検討</p>	<p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童福祉法」(H16.11)により、児童福祉司の任用資格を見直し。</p>
<p>◆ サービスの評価と質の向上 サービスの評価、ケースマネジメント、サービスへのアクセス</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「福祉サービスの第三者評価基準事業に関する指針について」(H16.5) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) ○「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準に関するガイドライン」等について」(H17.3、H17.5)(保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等)等に基づき推進。</p>
<p>○ 子どもと家庭支援を支える組織の在り方 ◆ 都道府県・市町村の役割分担、児童相談所等の在り方 権限の配分、児童相談所等の組織や人材の在り方、児童相談所の障害児関連施策の取扱い、更生相談所との関係、市町村における体制の整備</p>	<p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。 ○「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(H16.10~)(第1次報告書(H17.4)) ○「今後の児童相談体制のあり方に関する研究会」(H17.2~) において検討。</p>
<p>◆ 関係行政機関や民間との協働 ネットワークの在り方、NPO／NGOとの協働、福祉・保健医療と教育、司法など関連領域との実質的連携の強化</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) 等に基づき推進。 ○「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(H16.10~)(第1次報告書(H17.4)) ○「今後の児童相談体制のあり方に関する研究会」(H17.2~) において検討。</p>

## <経済財政諮問会議について>

例年、6月までに経済財政諮問会議で議論された内容を基に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」が閣議決定されている。

今年も、6月末に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2005」が閣議決定される見込み。

なお、平成16年6月4日に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2004」における少子化関連部分は以下のとおり。

### 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2004」 (平成16年6月4日閣議決定) (抄)

#### 第1部 「重点強化期間」の主な改革

##### 5. 「持続的な安全・安心」の確立

###### (2) 少子化対策の充実

- ・人口減少の時代を目前に控え、家庭の役割を大切にし、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会を構築する。「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)に基づき、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。平成16年中に大綱の重点施策についての具体的実施計画を策定するとともに、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直す。また、保育については、児童の視点に立って、利用者の選択を機能させ、サービスの向上について施設間の競争を促す方向で情報公開、第三者評価等の施策を推進する。

## <規制改革について>

平成17年3月　・「平成17年度規制改革・民間開放推進会議の運営方針」少子化WG等設置

### 「平成17年度規制改革・民間開放推進会議の運営方針（抄）」

#### 2. 本年度の検討体制等

- (2) 重点検討分野毎にワーキング・グループを設置し、個別重点事項の抽出や検討などの具体的な審議を行う。（具体的な重点検討分野については別添の通り。）  
(別添)

平成17年度の「重点検討分野・検討体制」

#### II. 横断的重點検討分野

##### ○少子化WG

##### <検討事項例>

- ・多様な育児に対応した規制制度
- ・働き方の多様化に対応した労働法制・規制（派遣労働等）等

5月　・規制改革・民間開放のための基本方針」（規制改革  
・民間開放推進本部決定）改定

### 「規制改革・民間開放推進のための基本方針（平成16年5月25日規制改革・民間開放推進本部決定）（抄）」

#### 1. 規制改革・民間開放推進に関する基本的考え方

- イ 少子高齢化社会の到来や生活意識の向上への対応を図るため医療、福祉・保育、教育等、いわゆる「官製市場」の分野において、良質かつ多様なサービスの供給が可能となるための制度改革を行う。

#### （今後のスケジュール（予定））

7月　・「中間とりまとめ」の決定・公表

9月　・年末の答申に向けた年度後半の方向性の確認

10月　・規制改革・民間開放集中受付月間

【2月に規制改革・民間開放推進本部決定】

12月　・答申【政府として「最大限尊重」するとの閣議決定】

3月　・「規制改革・民間開放推進3か年計画」の改定

## <三位一体改革について>

平成16年11月26日 政府・与党合意（抄）

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500 億円程度
（平成17年度分（暫定））	4,250 億円）
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成16年度分	6,560 億円程度
<hr/>	
税源移譲額 合計	24,160 億円程度

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

## 生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会の開催について

平成17年4月20日

1. 「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）において、生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革は、「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施すること」とされた。これを受け、生活保護制度及び児童扶養手当制度の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進するため、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」（以下「協議会」という。）を開催することとする。
2. 協議会の構成は次のとおりとする。ただし、学識経験者を除く各構成員は、代理（知事にあっては知事、市長にあっては市長、大臣にあっては副大臣又は大臣政務官に限る。）を協議会に出席させることができる。

また、協議会において必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は構成員以外の者の出席を求めることができる。

谷本 正憲 石川県知事  
岡崎 誠也 高知市長  
麻生 太郎 総務大臣  
谷垣 穎一 財務大臣  
尾辻 秀久 厚生労働大臣  
木村 陽子 地方財政審議会委員  
京極 高宣 国立社会保障・人口問題研究所所長

3. 協議会の庶務は、厚生労働省において処理する。
4. その他、協議会の運営に関し、必要な事項は、協議会が定める。  
(注) 協議会の内容は公開とする。